

京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー 運営規程

(施設の名称等)

第1条 株式会社HOPPAが設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー

(2) 所在地 習志野市谷津一丁目15番22号 津田沼ザ・タワー2階

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 京進のほいくえんHOPPA津田沼ザ・タワー（以下、「当園」という。）は、次に掲げる保育指標及び保育目標に基づき保育を提供する。

保育理念

子どもたちの自立を育み、輝きを引き出し、健やかな成長を応援します。

<ひとりひとりを大切にする保育>

個々の発達段階を丁寧に見つめ、ふさわしい援助を心がけます。

<主体性を大切にする保育>

子ども自身が持つ、伸びようとする力を大切に育んでいきます。

保育の基本方針

①安全・安心

設備、環境は整えることはもちろん全ての職員がお子様の行動をしっかりと把握し、安心、安全に関わる全ての事項に最優先で取り組みます。

②心身の健やかな成長と自立

栄養管理の行き届いた食事、筋骨の発達を促す運動、気持ちのよい挨拶習慣。それらを柱として、将来にわたりお子さまの自立に必要な基本的習慣を日々の生活の中で楽しく身につけられるよう、保育します。

③ご家庭と園が一体となり取り組む保育

子育てにおけるご家庭での問題を支援し、お子様の生活がご家庭と保育園で一体となるよう、保護者の皆様と積極的に連携を取り、保育します。

2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第85号）その他関係法令を遵守して運営する。

(提供する保育等の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行う。

- (1) 食事の提供
- (2) 延長保育事業
- (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げる職種ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所する児童数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とする。

- (1) 施設長 1人（常勤専従）
- (2) 副主任保育士 2人
- (3) 保育士 受入れ児童に対しての必要な配置数
- (4) 看護師 1人
- (5) 栄養士 2人
- (6) 調理員 2人
- (7) 嘱託医 1人
- (8) 嘱託歯科医 1人

2 職員の職務は、認可基準、職員服務関連規程、その他関係法令の定めるところによる。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除き、午後6時から午後7時までは時間外保育、午後7時から午後8時までは延長保育を提供する。（土曜日は午後6時から午後6時30分までは時間外保育を提供する。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(保育料等)

第7条 保護者は、居住する市町村（特別区を含む。以下、「居住市町村」という。）が定める額の基本保育料を、居住市町村へ支払うこととする。

2 前項に定めるところのほか、保護者は、延長保育料を当園に支払うこととする。

3 前2項に定めるところのほか、当園を利用するにあたり通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものについて、別表1に掲げる金額を徴収する。

(児童の区分ごとの利用定員)

第8条 当園の利用定員は96人とし、児童の区分ごとに次に掲げるとおりとする。

(1) 保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児 54人

(2) 保育の必要性の認定を受けた1歳児及び2歳児 33人

(3) 保育の必要性の認定を受けた0歳児 9人

(利用の開始に関する事項等)

第9条 当園は、居住市町村が行った利用調整により当園の利用が決定された際には、保育の提供を開始する。

2 当園は、前項の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面を交付し、その内容を説明し同意を得ることとする。

3 当園は、保育の必要性の認定を受けた児童の利用について、市町村が行う利用の調整及び要請に対し、できる限り協力する。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 入所児童が小学校に就学したとき。

(2) 子ども・子育て支援法における教育・保育給付認定の要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第11条 当園は、保護者等への連絡、その他関係機関との連携を図る。

2 当園は、園児および職員の安全を守る為、非常災害に係る対策を講じることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 当園は、利用児童に対する虐待を防止するため、保育士等に対する研修を定期的に行うとともに、その他必要な措置を講ずる。

(暴力団及び暴力団員等の排除のための措置)

第 13 条 当園は、習志野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 6 条に定める責務を果たすため、暴力団及び暴力団員等の排除に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（改訂 令和 6 年 1 月 1 日）

（改訂 令和 7 年 4 月 1 日）

（改訂 令和 8 年 4 月 1 日）

【別表 1】

当事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり利用者から実費相当額を徴収する（物価変動の影響等により徴収額が変動することがある。）

受領する費用の種類	支払いを求める理由	金額（すべて税込）
主食代	3歳児以上の児童に提供するお米・麺・パン等の代金を実費でご負担いただくもの	月額 1,500 円
副食代	3歳児以上の児童に提供するおかず・おやつ等の代金を実費でご負担いただくもの	月額 4,500 円
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費でご負担いただくもの	月額 1,500 円
おたよりファイル	園絵の配布物を挟むファイル	300 円
帽子	2歳児以上の児童が散歩時に着用するもの	1,330 円
卒園アルバム	5歳児の児童の卒園記録としてご購入頂くもの	8,800 円

3歳児以上の児童は教具・教材の費用として下記のものもご負担いただきます。

3歳児の児童	金額 （すべて税込）
お道具箱	1,100 円
のり	200 円
はさみ	500 円
クレヨン	850 円
自由帳	300 円
水性マーカー12色	890 円

4・5 歳児の児童	金額 (すべて税込)
お道具箱	1,100 円
のり	200 円
はさみ	500 円
クレヨン	850 円
自由帳	300 円
水性マーカー12 色	890 円
粘土	330 円
粘土ケース	300 円

※のりの補填 180 円/1 回

※保育教材の利用を推奨することがあり、

その場合にはご希望者のみにコンテンツ利用料を徴収するものとする。

※その他、行事に係る費用等については事前に保護者に説明・同意の上徴収するものとする。